

平成 27 年度税制改正に対する意見（概要版）

税制改正の基本的見解

税制改正の必要性

- 日本経済の再生
- 財政の早期健全化
- 人口減少・少子高齢化への対応
- 社会保障制度の持続可能性の向上
- 地方分権改革の推進、地方社会の持続性
- 東日本大震災の教訓を踏まえた国土の強靱化



改革の進め方

- 税制・財政・社会保障制度の改革を三位一体で進める
- 法人税と消費税の改革を税制改革の中心に据える
- 法人税改革はグローバル競争を意識して戦略的に進める
- 国税と地方税の役割を基本から見直す
- 経済社会の変化にふさわしい税制の新陳代謝を進める

+

■ 中部圏の税制への期待

平成 27 年度税制改正に向けての意見

- 【重点要望項目】 ①「法人実効税率の確実な引き下げ」 ②「産業空洞化の回避と国内産業活性化に資する法人税制の整備」 ③「国土強靱化を促進する税制の創設」

1. 企業の国際競争力を高める法人税制の整備

- (1) **法人実効税率**については、アジア圏の 20～25%を目標として、まずは、成長戦略で示された 20%台までの引き下げを確実に実施すべき。
- (2) **課税ベース**は、法人実効税率とセットの関係にあり、整理および縮小努力を行うべき。法人実効税率引き下げの際には代替財源確保を目的に機械的に拡大すべきではない。
- (3) **移転価格税制**については、紛争関係国間での適正な調整がなされるよう租税条約ネットワークの拡充などを行うべき。また、制度の執行にあたっては、二重課税の回避を最大限の目標に、追徴などの処分を行う前に、紛争関係国との合意形成を最大限図るべき。
- (4) **外国税額控除制度**については、控除限度超過額および余裕額の繰越期間を 3 年から 10 年に延長するなどの改善を図るべき。
- (5) **タックスヘイブン税制**のトリガー税率は、法人実効税率の半分程度へ早急に引き下げるべき。
- (6) **グループ法人税制**については、導入後の実態を見極め、柔軟な見直しを図るべき。
- (7) **連結納税制度**については、対象法人の要件緩和、資産の時価評価の廃止、申告手続きの簡素化を図るべき。
- (8) **研究開発税制**については、30%の税額控除限度額を含め、恒久化すべき。
- (9) **欠損金の繰戻還付**については、大企業まで含めて復活すべき。**繰越控除**については、その期間を欧米並みの 20 年以上に拡充すべき。控除限度額は全額控除可能な制度に戻すべき。
- (10) **減価償却制度**における定率法の償却率を定額法の 250%に戻すべき。定率法は今後も維持すべき。
- (11) **貸倒引当金制度**の適用法人の縮小を見直すべき。
- (12) **特別法人税**については、撤廃すべき。
- (13) **受取配当の益金不算入制度**については、全額を益金不算入とすべき。

2. 産業空洞化の回避と国内産業活性化に資する法人税制の整備

- (1) **知財戦略や国内の技術開発促進に資する税制**について、**パテントボックス税制**を創設すべき。
- (2) **技術のブラックボックス化、生産技術の強化を支援する税制**は、そのために実施する設備投資に対する減税措置等を整備すべき。
- (3) **マザー工場の拡充を支援する税制**については、償却期間や時期を企業が戦略的に定められる税制を整備すべき。加えて、マザー工場の拡充に伴う雇用の充実に対する減税措置を整備すべき。
- (4) **海外所得の国内還流を促進する税制**については、外国子会社配当益金不算入制度における益金不算入の割合を 100%に引き上げ、さらには還流増加分に対する税額控除等を行うべき。
- (5) **為替リスクの安定化に資する税制**については、積立金制度等の創設を検討すべき。
- (6) **ベンチャー企業の育成に資する税制**については、起業活性化に向けた更なる制度の充実を図るべき。
- (7) **組織再編に関わる税制**については、組織再編が進みやすくするよう課税繰延措置の拡充を図るべき。
- (8) **中小企業の活性化に資する税制**について、経営基盤の強化に対する税制面での配慮をお願いしたい。

3. 企業の税務負担の軽減

**税務コストの企業負担**について、企業の事務負担の軽減を図り税制や申告手続きについて簡素化すべき。

4. 実効性ある消費税制の整備

- (1) **税率**については平成 32 年（西暦 2020 年）までに 10%台後半まで引き上げざるを得ない。10%への税率引き上げは、相当の経済情勢の変化がない限り確実に実施すべき。
- (2) **使途**については、当面、増大する社会保障費などに充当。ただし、目的税とすることには反対。
- (3) **逆進性緩和策**は、10%を超えた段階で還付方式、給付付き税額控除とすべき。10%時の軽減税率導入には反対。
- (4) **仕入税額控除**については、所謂 95%ルールで縮小された適用範囲を再検討すべき。
- (5) **10%への引き上げの際**には、税制面での配慮を含めた経済対策をお願いしたい。

5. 国土強靱化を促進する税制の創設

東日本大震災の教訓を活かし、企業が行う**防災・減災対策に対する各種の税制優遇措置**を創設すべき。

6. 地域社会の活性化に資する税制の再編

- (1) **地方法人二税**については、縮減を図るべき。
- (2) **外形標準課税**については、廃止すべき。少なくとも課税ベースの簡素化を図るべき。中小企業への拡大には反対。
- (3) **固定資産税**については、償却資産への課税を廃止すべき。最終残価率と償却可能限度額を撤廃すべき。
- (4) **事業所税**については、制度創設当時から社会状況が変化したことに鑑み、廃止すべき。
- (5) **地方都市の活性化、コンパクト化に資する税制**を整備すべき。
- (6) **地方消費税**については、拡充を図るべき。
- (7) **課税自主権**については、公平性と合理性の観点から慎重に行使すべき。

7. 効果的な地球温暖化対策に資する税制の整備

**地球温暖化対策税制**は、エネルギー価格の高騰など、創設時と状況が変化したことに鑑み、エネルギー政策全体の見直しにあわせそのあり方を見直すべき。地球環境保全に資する投資や製品の普及を促進する税制の整備を促進すべき。特に燃料電池車の普及を拡大する税制を整備頂きたい。

8. 個人の活力向上に資する個人税制の整備

- (1) **所得税**については、役割や構造を抜本的に見直す時期に来ており、中間所得層の活力維持・向上、低所得層や子育て世帯への配慮など、実際の課題に見合った現実的な改革を目指す必要がある。
- (2) **金融所得課税**については、一元化を図るべき。
- (3) **相続税**については、資産の海外移転を誘発する恐れがあるため課税強化を行うべきでない。
- (4) **贈与税**については、消費活性化のため税率を引き下げるべき。

9. 複雑な自動車関係諸税の簡素化、負担軽減

**自動車関係諸税**は、廃止を含む整理・簡素化が本来の姿。二重課税となっている自動車取得税と自動車重量税を廃止すべき。ガソリンの二重課税を廃止すべき。

10. 社会変化にふさわしい税制の新陳代謝

- (1) **租税特別措置**について、時代の変化に適さないものは廃止の方向で見直す必要がある。
- (2) **納税者権利憲章**の整備を推進すべき。
- (3) **マイナンバー制度**は、徴税事務の効率化、納税の公正性確保等の目的が実現するよう進めるべき。
- (4) **印紙税**については、合理性を失っており廃止すべき。
- (5) **事業所税**については、制度創設当時から社会状況が変化したことに鑑み、廃止すべき。

11. 中部圏活性化に資する税制の整備

- (1) **中部圏の産業高度化に資する税制**として税負担の軽減などの配慮をお願いしたい。特に中部圏の次世代産業の育成や燃料電池車の普及を拡大する税制を整備頂きたい。
- (2) **中部圏への国家戦略特区の創設**によって、特区内企業の競争力強化のための税制措置をお願いしたい。
- (3) **総合特区制度における規制緩和の推進**をお願いしたい。
- (4) **中部圏のまちづくりに資する税制**の整備をお願いしたい。
- (5) **先端技術開発の支援**については、非営利性の徹底した公益法人が一般法人化した場合に固定資産税などが課税されることのないよう非課税制度を創設すべき。
- (6) **中小企業の活性化に資する税制**について、中小企業が事業を継続し、成長していけるよう特段の配慮をお願いしたい。
- (7) **寄附税制**について、地域社会活性化や社会貢献拡大の観点から拡充をお願いしたい。